

公 募

非常勤職員の募集について（障害者雇用）

横浜税関では、障害者雇用を推進するため、障害を有する方を対象とした非常勤職員を、下記のとおり募集します。

横 浜 税 関

記

1. 勤務地及び採用期間等

- 勤 務 地：横浜税関 本関（横浜市中区海岸通 1-1）
採 用 期 間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで（※）
勤 務 日：土、日、祝日を除く毎日（※）
就 業 時 間：9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分のうちの 5 時間程度（※）
 休憩時間 1 2 時 1 5 分～1 3 時 0 0 分
時間外勤務：無
※採用期間については、延長の可能性があります。
※勤務日及び就業時間については、相談の上、決定します。

2. 採用予定人数

1 名

3. 業務内容

- 一般行政事務の補助
（データ入力・集計等業務、文書発送仕分け業務、広報グッズ作成、書類受理等の窓口業務、電話対応等）
※上記は一例であり、配属先によって異なることがあります。
※具体的な業務内容は、本人の適正や障害の状況に応じて配慮いたしますので、ご相談ください。
※必要な合理的配慮については、お申し出ください。

4. 応募資格

次に掲げる手帳等の交付を受けている者

- ① 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
- ② 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ③ 精神障害者保健福祉手帳

なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第 3 8 条の規定により国家公務員となることができない者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
ロ 懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
ハ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 給与等について

給 与 : 時給 1, 030円~1, 050円程度
通 勤 手 当 : 上限有り 毎月55, 000円まで
服 務 : 国家公務員法の諸規定適用 (一部適用除外あり)
給与支給日 : 原則として毎月16日 (月末締切翌月支払)

6. 応募書類

履歴書 (顔写真貼付)、職務経歴書

※業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況を可能な範囲でご記入ください。

※支援機関を利用している方は、支援機関の名称及び支援者名をご記入ください。

7. 受験申込み方法

「9. 申込み先」に電話又は電子メールにて連絡のうえ、履歴書 (顔写真貼付) 及び職務経歴書を令和2年2月28日 (金) までに、「9. 申込み先」宛に郵送してください。

なお、電子メールにてご連絡頂く場合には、メール件名に「非常勤職員 (障害者雇用) の受験申込について」、またメール本文に氏名、電話番号及び職場見学会参加の有無をそれぞれ記載のうえ、送信してください。

8. 選考方法

一次審査 : 書類選考 (履歴書 (写真貼付のもの) 及び職務経歴書による)

二次審査 : 面接及びパソコン操作の実技試験

※書類選考通過者については、3月6日 (金) までに面接日をお知らせします。

9. 申込み先

郵便番号 : 〒231-8401

住 所 : 横浜市中区海岸通1-1 横浜税関 総務部 人事課 障害者雇用担当

電話番号 : 045-285-2860

メールアドレス : yok-jinji-1@customs.go.jp

10. その他

面接等に係る交通費は支給しません。

11. 個人情報の取扱い

採用に関し知り得た個人情報については、採用活動を目的として利用するものとし、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

以 上